

Net119 緊急通報システム利用規約

(はじめに)

唐津市消防本部（以下「当消防」といいます）が提供する Net119 緊急通報システム（以下「Net119」といいます）を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた場合に限り、利用者登録をした上で Net119 をご利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、Net119 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

Net119 は、聴覚・言語機能障害等により音声での 119 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等からインターネット（Web）を使って 119 番通報できるシステムです。

(利用条件)

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障害があり音声による 119 番通報が困難な方で、唐津市又は玄海町（以下「当消防管轄内」といいます）に住所のある方、又は当消防管轄内に通勤・通学される方です。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。
- (2) Net119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない携帯電話等では、Net119 が利用できない場合があります。
(安全な通信ができない携帯電話等を使用する場合、悪意のある第三者から通信内容を盗み見られる、通報内容を書き換えられるなどのおそれがあるため、新しい機種に買い換えて安全な通信での利用を推奨します。)
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能、及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末、一部の高性能フィーチャーフォンが必要となります。
- (5) 通報を行うには GPS 機能を ON に設定する必要があります。
- (6) 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合もあるので、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (7) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、Net119 からのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（機種により設定方法が違いますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱説明書や販売店等で、ご確認をお願いいたします。)
- (8) 利用するスマートフォン・フィーチャーフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (9) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (10) 緊急通報以外には使用できません。

(利用者登録における注意)

- (1) 複数のスマートフォン、タブレット端末、フィーチャーフォン等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防機関が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。「氏名 (フリガナ)」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス」
※使用できる文字：英数字、. (ピリオド)、- (ハイフン)、_ (アンダーバー)、@ (アットマーク)
※ピリオドの連続 (..) やアットマークの直前のピリオド (.@) を含むメールアドレスは使用できません。
- (3) 通報者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。
「よく行く場所の名称」「よく行く場所の住所」
- (4) 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関わる情報を登録することが出来ます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くおすすめします。
「電話番号」「FAX 番号」、「緊急連絡先氏名 (フリガナ)」、「緊急連絡先続柄」、「緊急連絡先電話番号」、「緊急連絡先 FAX 番号又はメールアドレス」
- (5) 通報時に何らかの理由で当消防から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。
- (6) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に当消防から登録された方に意思の確認を行う場合もあります。
- (7) 登録いただいた利用者情報は、緊急時に当消防が判断した場合において、消防救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。また当消防以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様の取扱いとなります。
- (8) 以下の事由が発生した場合には、速やかに「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
 - ①転居やメールアドレス等、登録済の利用者情報に変更があった場合
 - ②スマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等の機種変更を行った場合
 - ③Net119 の利用を中止したい場合
- (9) Net119 の利用意思を確認するために、当消防から登録者様宛に定期的にメールを送信させていただくことがありますので、返信をしてください。長期間にわたり応答がない場合等、登録者様のご利用意思を確認できない場合には、当消防において利用の停止又は利用者情報を抹消することがあります。
- (10) 登録者様別に発行される本登録用 URL は個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報の防止の為、他人に知らせないでください。

(通報時における注意点)

- (1) 音声通話により 119 番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119 の「他の人をお願いする」機能で、音声通話による 119 番通報を依頼してください。
- (2) 通報を行う際には、初めに「通報する」を選択し、続けて「火事」、「救急」の通報種別を選択し、

その次に、現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

- (3) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が当消防又は、管轄消防機関に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が管轄消防機関に送られます。GPS 測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (4) 現在位置の入力が完了すると、通報が管轄消防機関に接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。
- (5) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、管轄消防機関から登録されたメールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。
- (7) 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、忘れずに登録情報の変更を行ってください。
- (8) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- (9) 「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、当消防に通報されることはありませんので、気兼ねなくお使いください。
- (10) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

- (1) Net119 を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、Net119 を利用できない場所があります。
- (2) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により利用できない場合があります。
- (3) 何らかの理由により Net119 による通報ができない場合には、Net119 以外の手段によって 119 番通報を行ってください。
- (4) Net119 のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを当消防より事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。
- (5) 当消防は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなく Net119 の全部又は一部を停止、変更休止又は廃止できるものとします。
当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

- (1) 当消防は、Net119 で収集した個人が特定される、又は、特定され得る情報（他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む）（以下「個人情報」といいます）を、唐津市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当消防の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防機関へ転送することがあります。
- (3) 管轄消防機関から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net119 の利用者登録情報、及び通報内容（通報画面（チャット画面等））に入力される情報及び通報

した位置情報等)が、Net119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、当消防及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます)によってアクセスされます。

(5) 退会等に伴う登録抹消の後においても、登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

(6) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問合せは、当消防までご連絡ください。

(利用者の責任)

利用者は、自己責任においてNet119を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備および通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。当消防は、Net119について慎重に管理をしますが、利用者がNet119の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が当消防にある場合を除き何ら責任を負わないものとします。

(禁止事項)

利用者は前項に定めるものの他に、Net119の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- ②他の利用者、当消防又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ③人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ④公序良俗に反する行為
- ⑤法令に違反する行為
- ⑥自殺を誘引または勧誘する行為
- ⑦虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑧当消防の書面による事前の承諾を得ずに、Net119に関連して営利を追求する行為
- ⑨当消防によるNet119の運営を妨害する行為
- ⑩Net119の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑪Net119を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑫Net119を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑬その他、当消防が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

(1) Net119に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等)は当消防または当該権利を有する第三者に帰属しています。

(2) 利用者は、Net119を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、当消防は、利用者に対しNet119に関する知的財産権について、Net119を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとします。

(3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、Net119に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。

(4) 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当消防に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当消防に損害

を与えたときは、当消防に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- (1) Net119に係る情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、当消防は、何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者が生じた損害について、当消防は、何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net119を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウィルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変等の非常事態によりNet119が正常に利用できない場合、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

当消防は、本規約を随時改訂することができるものとします。当消防は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約をNet119内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議)

Net119に関連して利用者、当消防ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(お問い合わせ先)

唐津市消防本部 情報指令課

電話 0955-72-4145

FAX 0955-72-4170

メールアドレス johoshirei@city.karatsu.lg.jp